

平成 28 年 3 月 29 日

平成28年登米市議会定例会 3 月特別議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第 45 号	平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案第 46 号	平成 27 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 47 号	平成 27 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 48 号	平成 27 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 49 号	平成 27 年度登米市病院事業会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 50 号	平成 28 年度登米市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 51 号	登米市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	1

議案第 51 号

登米市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例について

登米市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例（平成27年登米市条例第46号）の一部を次のように改正するものとする。

平成 28 年 3 月 29 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
登米市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例（平成 27 年登米市条例第 46
号）の一部を次のように改正する。

附則の次に別表として 3 表を加える改正規定を次のように改める。

附則の次に別表として次の 3 表を加える。

別表第 1（第 2 条関係）

授業料徴収金額表

園児の属する世帯の階層区分		徴収金額 (月額)
階層区分	定義	
第 1 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である保護者を含む世帯	0
第 2 階層	第 1 階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	0
第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	2,000 円
第 4 階層	第 1 階層から第 3 階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が 48,600 円未満の世帯	4,000 円
第 5 階層	第 1 階層から第 4 階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が 77,101 円未満の世帯	4,000 円
第 6 階層	上記階層以外の世帯	4,000 円

備考

- 1 4月から8月までの間における第2階層の項から第5階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 2 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 3 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。
- 4 園児の保護者と次に掲げる者（以下「兄弟等」という。）が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。
 - (1) 園児の保護者に監護される者であって、二十歳に満たないもの（園児の年長者である者に限る。）
 - (2) 園児の保護者に監護されていた者であって、二十歳以上であるもの（前号に掲げる者であった者に限る。）
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、園児の年長者であって、園児の保護者の直系卑属であるもの

兄弟等の数	徴収金額（月額）
1人	この表に定める徴収金額の2分の1の額
2人以上	0

- 5 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第3階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考4の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。
 - (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

- (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯をいう（別表第 2 及び別表第 3 において同じ。）。

階層区分	徴収金額（月額）	
	第 1 子	第 2 子以降
第 3 階層	0	0
第 4 階層	1,500 円	0
第 5 階層	1,500 円	0

別表第 2（第 2 条関係）

預かり保育料徴収金額表

利用区分	園児の属する世帯の階層区分		徴収金額		
	階層区分	定義	3 歳児	4 歳児	5 歳児
通年利用 （月額）	第 1 階層	生活保護法による被保護世帯 又は児童福祉法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0
	第 2 階層	第 1 階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	500 円	500 円	200 円
	第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	1,200 円	1,200 円	300 円
	第 4 階層	第 1 階層から第 3 階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が 48,600 円未満の世帯	1,900 円	1,900 円	300 円
	第 5 階層	第 1 階層から第 4 階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が 77,101 円未満の世帯	3,500 円		
	第 6 階層	上記階層以外の世帯	3,500 円		
短期利用 （日額）	全ての世帯		200 円		

備考

- 1 4月から8月までの間における通年利用（月額）の項の第2階層から第5階層までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 2 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 3 通年利用（月額）の項の階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。
- 4 短期利用（日額）の月ごとの限度額は、通年利用（月額）の徴収金額の欄に定める額とする。
- 5 園児の保護者と兄弟等が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

兄弟等の数	徴収金額（月額）
1人	この表に定める徴収金額の2分の1の額
2人以上	0

- 6 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、通年利用（月額）の項の第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考5の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

階層 区分	徴収金額（月額）					
	3歳児		4歳児		5歳児	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
第2階層	0	0	0	0	0	0
第3階層	600円	0	600円	0	150円	0
第4階層	950円	0	950円	0	150円	0
第5階層	1,750円	0	1,750円	0	1,750円	0

別表第3（第2条関係）

保育所型預かり保育料徴収金額表

園児の属する世帯の階層区分	徴収金額（月額）
---------------	----------

階層区分	定義		3 歳児	4 歳児	5 歳児
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である保護者を含む世帯		0	0	0
第 2 階層	第 1 階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯		500 円	500 円	200 円
第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯		1,200 円	1,200 円	300 円
第 4 階層	第 1 階層から第 3 階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割が課税されている世帯	48,600 円未満	1,900 円	1,900 円	300 円
第 5 階層		48,600 円以上 77,101 円未満	8,000 円	8,000 円	5,500 円
第 6 階層		77,101 円以上 97,000 円未満	8,000 円	8,000 円	5,500 円
第 7 階層		97,000 円以上 169,000 円未満	16,000 円	14,000 円	8,500 円
第 8 階層		169,000 円以上 301,000 円未満	22,000 円	18,000 円	12,000 円
第 9 階層		301,000 円以上	28,000 円	22,000 円	12,000 円

備考

- 4 月から 8 月までの間における第 2 階層の項から第 9 階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 地方税法第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合は、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。
- 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。
- 園児の保護者と兄弟等が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

兄弟等の数	徴収金額（月額）
1 人	この表に定める徴収金額の 2 分の 1 の額
2 人以上	0

- 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の

世帯であって、第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考4の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

階層 区分	徴収金額（月額）					
	3歳児		4歳児		5歳児	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
第2階層	0	0	0	0	0	0
第3階層	600円	0	600円	0	150円	0
第4階層	950円	0	950円	0	150円	0
第5階層	4,000円	0	4,000円	0	2,750円	0

附 則

この条例は、公布の日から施行する。